

# 秋田県では、工業用水道を供給しています

## 利用可能用途

- ・ 汽かん用（発電用、スチーム使用機器等）
- ・ 原料用（化学製品、工業製品、加工食品等の各原料）
- ・ 洗浄用（工業製品、食品原料の一次洗浄用等）
- ・ 冷却用（製造機械の冷却、発電機冷却等）
- ・ 雑用（クリーニング、洗車、緑地部散水、トイレ等）

## 供給水質

調査項目	水質基準
濁度 [mg/l]	10以下
水素イオン濃度 pH	5.5～8.0
水温 [°C]	30以下

※条例に基づく基準

上水道との違い

上水道は濁度基準2度以下（滅菌実施）

## 料金

（令和7年4月現在）

- ・ 最小契約水量 300 m<sup>3</sup>/日 ※ 共同給水の場合、200 m<sup>3</sup>/日からの契約が可能です（条件あり）
- ・ 基本料金 15.38 円/m<sup>3</sup>（税込額 16.918 円）
- ・ 超過料金 30.76 円/m<sup>3</sup>（税込額 33.836 円）

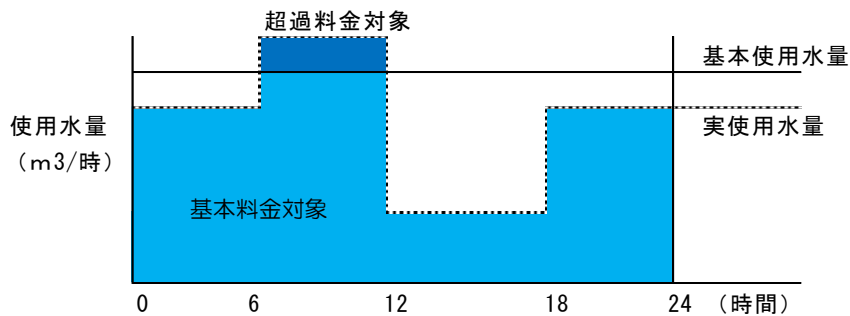
### 〔料金算定例〕

料金 = ① 基本料金 + ② 超過料金 + ③ 消費税相当額

① … 基本使用水量（m<sup>3</sup>/日）× その月の日数（日）× 基本料金（円/m<sup>3</sup>）

② … その月の超過水量（m<sup>3</sup>/月）× 超過料金（円/m<sup>3</sup>）

③ … （基本料金 + 超過料金）× 10%



### 〔料金比較〕

（税込額）

	上水道 ※	工業用水道
	12 m <sup>3</sup> /日使用	300 m <sup>3</sup> /日使用
月額 (30日)	223 千円	153 千円
年額 (365日)	2,712 千円	1,853 千円

※ 下水道料金を含んだ場合の秋田市水道料金表を基にメーター口径50mmで計算しております

## お申し込み

新規お申し込みは、事前に給水条件等について協議を行い、それに基づき供給承認申請をしていただきます。次の連絡先まで御連絡ください。

〔連絡先〕 秋田県産業労働部 公営企業課 工業用水道チーム  
住所 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎6階  
電話 018-860-5035 FAX 018-860-5824  
E-Mail koueikigyou@pref.akita.lg.jp

# 秋田工業用水道 供給概要図

(令和7年4月現在)



新規受水をご検討中の方はこちら

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2121>

